

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則

1. 案内情報

①手続名 締約国の資格証明書を受有する者の承認（船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条）

②手続根拠 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第65条の2

③手続対象者 1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締約国が発給した資格証明書を受有する者であって、国土交通大臣が実施する承認に係る試験（以下「承認試験」という）を受験し、承認を受けようとする者。

④提出時期 承認試験を受ける地を管轄する地方運輸局（当該試験を受ける地が本邦外にあるときには、関東運輸局）が行う公示において示される承認申請の受付期間内。

⑤提出方法 締約国資格受有者承認申請書に写真2葉及び必要書類を添えて、承認試験を受ける地を管轄する地方運輸局（当該試験を受ける地が本邦外にあるときには、関東運輸局）を経由して国土交通大臣に提出する。

⑥手数料 5,200円（電子申請手数料は5,000円）

ただし、外国において承認試験を受ける場合は、11,300円（電子申請手数料は10,900円）

⑦添付書類・部数1部

イ 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあっては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事館等が発行する証明書又はパスポートの写し）

ロ 受有する締約国資格証明書の写し

ハ 国内海事法令講習修了証明書

ニ 乗船履歴を有することを証明する書類

ホ 身体検査証明書

ヘ 承認証用写真票

ト 納付書

⑧申請書様式 締約国資格受有者承認申請書（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則

第15号様式

⑨記載要領・記載例

詳しくは下記までお問い合わせください。

2. 窓口情報

関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232

※受付時間については、提出先にお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

①審査基準 承認関係事務実施要領について（平成11年海職第290号）

②標準処理期間 6週間

③不服申立方法 行政不服審査法の規定による。